

特定医療費(指定難病)変更届・申請に係る必要書類について

受給者氏名 _____ 様 (受給者番号: _____)

* 下記の書類を提出願います。提出の際は、この用紙も同封してお送りください。

* マイナンバーを利用することで、添付資料の一部(加入医療保険情報・世帯員の課税額等情報)の提出を省略することができます。マイナンバーの利用については、「マイナンバーの利用について」(裏面参照)をご確認ください。

□ 提出書類

届出・申請事項		必要書類								
共 通		☐ 1) 特定医療費(指定難病)変更届出書兼申請書 ☐ 2) 受給者証のコピー(表紙部分のみ) ☐ 3) 委任状 * 受診者(18歳未満の場合は保護者)と申請者が異なる場合に限りです。 ➤ 委任状には申請者(委任された方)の本人確認が必要です。申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証等のコピー)を貼付してください。								
①	氏名変更・住所変更 (受診者/保護者) 支給認定世帯員の変更を伴う場合	<氏名変更> ☐ 戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書の原本(旧姓がわかるもの) <住所変更> ☐ 住民票の原本(旧住所がわかるもの) 下段の※支給認定世帯員の変更に必要な書類								
②	加入医療保険の変更 支給認定世帯員の変更を伴う場合	☐ 資格確認書のコピー、健康保険証のコピー、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもののいずれか1つ ア.本人分 イ.同一世帯員全員分 * 下記の要件に該当する場合に限りです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>要 件</th> <th>必要分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイナンバー(個人番号)未提出の方</td> <td>医療保険の世帯員全員分</td> </tr> </tbody> </table> ☐ 医療保険の所得区分に係る同意書 * 市町村国保、国民健康保険組合に加入している場合に限りです。 下段の※支給認定世帯員の変更に必要な書類	要 件	必要分	マイナンバー(個人番号)未提出の方	医療保険の世帯員全員分				
要 件	必要分									
マイナンバー(個人番号)未提出の方	医療保険の世帯員全員分									
※	支給認定世帯員の変更	☐ 世帯全員の続柄・マイナンバー(個人番号)の表示のある住民票の原本 * 被用者保険の場合は、受診者+被保険者(同一人の場合は1人)でも可 * 市町村国保で就学特例等の世帯員がいる場合は、当該世帯員の住民票も提出が必要 ☐ 資格確認書のコピー、健康保険証のコピー、マイナポータルの資格情報画面を印刷したもののいずれか1つ ア.本人分 イ.同一世帯員全員分 * 上記②加入医療保険の変更に準じます。 ☐ 医療保険の所得区分に係る同意書 * 市町村国保、国民健康保険組合に加入している場合に限りです。 ☐ 市町村民税(非)課税証明書の原本(～6月申請:前年度、7月～申請:今年度) * 下記の要件に該当する場合に限りです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>要 件</th> <th>必要分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイナンバー(個人番号)未提出の方</td> <td>医療保険の世帯員全員分 ※1</td> </tr> <tr> <td>被用者保険の被保険者が非課税の方</td> <td>被保険者+受診者※2</td> </tr> <tr> <td>国保組合加入者</td> <td>医療保険の世帯員全員分 ※1</td> </tr> </tbody> </table> ※1 義務教育を終了していない世帯員分は提出不要 ※2 被保険者と受診者が同一人の場合は1人で可能 ☐ 非課税収入証明書(下記例参照)のコピー(前年1月1日～12月31日の期間年収) * 下記の要件に該当する場合に限りです。 【要件】医療保険の世帯員全員が非課税 かつ 受診者本人(18歳未満の場合は保護者)の収入(公的年金+その他所得)が80万9千円以下 例) 障害年金・遺族年金等の年金額改定通知書、特別障害者手当・特別児童扶養手当の証書等	要 件	必要分	マイナンバー(個人番号)未提出の方	医療保険の世帯員全員分 ※1	被用者保険の被保険者が非課税の方	被保険者+受診者※2	国保組合加入者	医療保険の世帯員全員分 ※1
要 件	必要分									
マイナンバー(個人番号)未提出の方	医療保険の世帯員全員分 ※1									
被用者保険の被保険者が非課税の方	被保険者+受診者※2									
国保組合加入者	医療保険の世帯員全員分 ※1									

③	生活保護開始・廃止	<開始> ☐ 生活保護受給証明書 ☐ 住民票 ☐ 受給者証の原本(回収) <廃止> ☐ 生活保護廃止決定通知書 ☐ 住民票 ☐ 受給者証の原本(回収) ☐ 上段の※支給認定世帯員の変更に必要な書類 ☐ 医療保険の所得区分に係る同意書 * 市町村国保、国民健康保険組合に加入している場合に限りです。								
④	返還(県外転出)	☐ 受給者証の原本(回収)								
⑤	高額かつ長期該当	☐ 自己負担上限額管理票のコピー または 医療費申告書(領収書/療養証明書添付)								
⑥	人工呼吸器等装着該当	☐ 人工呼吸器等装着者証明書 * 難病指定医が作成し、記載日が概ね3か月以内のもの								
⑦	課税額の変更	☐ 市町村民税(非)課税証明書の原本(～6月申請:前年度、7月～申請:今年度) * 下記の要件に該当する場合に限りです。 <table><tr><th>要 件</th><th>必要分</th></tr><tr><td>マイナンバー(個人番号)未提出の方</td><td>医療保険の世帯員全員分 ※1</td></tr><tr><td>被用者保険の被保険者が非課税の方</td><td>被保険者+受診者※2</td></tr><tr><td>国保組合加入者</td><td>医療保険の世帯員全員分 ※1</td></tr></table> ※1 義務教育を終了していない世帯員分は提出不要 ※2 被保険者と受診者が同一人の場合は1人で可能 ☐ 非課税収入証明書(下記例参照)のコピー(前年1月1日～12月31日の期間年収) * 下記の要件に該当する場合に限りです。 【要件】医療保険の世帯員全員が非課税 かつ 受診者本人(18歳未満の場合は保護者)の収入(公的年金+その他所得)が80万9千円以下 例) 障害年金・遺族年金等の年金額改定通知書、特別障害者手当・特別児童扶養手当の証書等	要 件	必要分	マイナンバー(個人番号)未提出の方	医療保険の世帯員全員分 ※1	被用者保険の被保険者が非課税の方	被保険者+受診者※2	国保組合加入者	医療保険の世帯員全員分 ※1
要 件	必要分									
マイナンバー(個人番号)未提出の方	医療保険の世帯員全員分 ※1									
被用者保険の被保険者が非課税の方	被保険者+受診者※2									
国保組合加入者	医療保険の世帯員全員分 ※1									
⑧	世帯内按分開始・解除	<開始> ☐ 按分相手の受給者証のコピー(表紙部分のみ) <解除> ☐ 按分相手の受給者証のコピー(表紙部分のみ) ☐ 上段の※支給認定世帯員の変更に必要な書類								
⑨	病名追加・病名変更	☐ 臨床調査個人票【新規】 * 難病指定医が作成し、記載日が概ね3か月以内のもの ☐ 軽症高額該当に関する書類(該当する場合) ☐ 受給者証の原本(病名変更:回収)								

> マイナンバーの利用について

- ・マイナンバーを利用することで、医療保険情報・課税証明書の添付書類を省略することができます。
- ・加入医療保険の変更については、変更後の医療保険情報の登録状況によって認定までに時間を要する場合があります。
- ・マイナンバー情報連携により情報が取得できなかった場合は、追加の書類をご提出いただく場合があります。
- ・マイナンバーの提出がなくても、医療費助成の申請手続きを行うことは可能です。ただし、マイナンバー法に定められた、他の行政事務(生活保護事務や被災者台帳作成事務等)のため、市町村等から情報提供を求められたときに、県が回答することが義務づけられており、申請者の方のマイナンバーを登録する必要があります。そのため、マイナンバーのご提出がない場合には、マイナンバー法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じてマイナンバーの収集を行います。また、添付資料の不足等があった場合は、マイナンバー情報連携により情報を取得することがありますので、あらかじめご了承ください。



> その他

医療費助成についての詳細や必要様式については、愛媛県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/17756.html>

